

障害者雇用促進企業登録申請要領
(障害者雇用状況報告書の公共職業安定所への提出が「有」の方)

本要領に従い申請願います。

本申請書及び添付資料で収集した個人情報については、審査にのみ使用します。

【受付時期及び有効期間】

対象	申請受付期間	左記申請受付時の有効期間
更新・新規事業者	6月1日から8月31日まで	10月1日から9月30日まで(1年間)
新規事業者	9月1日から11月30日まで	1月1日から9月30日まで(9か月)
	12月1日から2月末日まで	4月1日から9月30日まで(6か月)
	3月1日から5月31日まで	7月1日から9月30日まで(3か月)

※受付期間の末日が土日祝日の場合はその前開庁日

【記入方法】

① 業種

業種を記入する。別表2(要領3ページ目)に該当する業種の場合は表のとおり記載する。

② 資本額

最新の資本金を記入する。中小企業者の範囲は別表1(要領3ページ目)参照(大企業は申請不可。基準となる従業員数は法人全体の数)。

③ 障害者雇用状況報告書の提出の有無

「有」に丸をする。

④ 常用雇用労働者の数

報告書の「常用雇用労働者の数(ハ)」を記入すること。ただし、県外事業所がある場合は、県内の事業所分の人数のみ記入すること。

⑤ 除外率

別表2の除外率表にある業種の場合、該当する業種の除外率を記入する(非該当の場合は0)。

⑥ 基礎となる常用雇用労働者数

報告書の「法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者の数」を記入すること。ただし、県外事業所がある場合は、県内の事業所分の人数のみ記入すること。

⑦ 常用雇用障害者の数

報告書の「計」（常用雇用障害者の合計値）を記入すること。ただし、県外事業所がある場合は、県内の事業所分の人数のみ記入すること。

⑧ 実雇用率

報告書の「実雇用率」を記入すること。ただし、県外事業所がある場合は、県内の事業所分のみで算出した実雇用率を記入すること。

【添付物】

- ・返信用封筒（長3サイズに返信先を記入し、110円切手を貼付したもの。）
- ・直近の障害者雇用状況報告書（公共職業安定所が受付済のもの。電子申請の場合は審査完了通知または審査完了したことがわかる状況確認画面印刷も併せて提出。）の写し

直近の障害者雇用状況報告書の提出の代わりに3.6%相当数の障害者手帳の全ページの写し及び常勤確認資料（※）の提出でも受付可

※常勤確認資料（下記書類のどちらか最新のものを提出すること。不要な部分は黒塗り可。）

・健康保険等の標準報酬決定通知書（発行元の印または到達番号（電子のみ）があるもの。個人の健康保険証等では不可）

・住民税特別徴収税額通知書（市区町村から事業者あて発行されたもの）

障害者手帳等の写しの提出にあたっては、利用目的を明らかにしたうえで、障害者本人の同意を得ること。

提出された書類は原則返却しないが、返送を希望する事業者はその旨を余白に記載すること（登録通知書郵送時に同封し返却）。

【提出・問合せ先】

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1(宮城県庁2階)

宮城県出納局契約課管理班

TEL 022-211-3335 FAX 022-211-3399

E-mail keiyakm1@pref.miyagi.lg.jp ※@の前は数字の1

別表1 中小企業者の範囲(中小企業基本法第2条)

業種	資本額・出資総額	従業員数
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
製造業,建設業,運輸業ほかその他の業種	3億円以下	300人以下

別表2 除外率の表

除外率設定業種	除外率(%)
林業(狩猟業を除く。)	35
金属鉱業	40
石炭・亜炭鉱業	50
採石業,砂・砂利・玉石採取業	10
窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る)	10
その他の鉱業	10
建設業	20
鉄鋼業	20
非鉄金属製造業(非鉄金属第1次製錬・精製業を除く。)	5
非鉄金属第1次製錬・精製業	15
船舶製造・修理業,船用機関製造業	5
鉄道業	30
道路旅客運送業	55
道路貨物運送業	20
水運業	10
航空運輸業	5
倉庫業	5
港湾運送業	25
貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	15
郵便業(信書便事業を含む。)	20
幼稚園	60
小学校	55
特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	45
高等教育機関	30
幼保連携型認定こども園	60
医療業	30
児童福祉事業	40
介護老人保健施設	30
介護医療院	30

警備業	25
船員等による船舶運航等の事業	80
国内電気通信業（電気通信回線設備を設置して行うものに限る。）	5